

石川県公報

令和5年3月31日(金曜日)

号 外

(第15号)

目 次

人事委員会	
○石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	1
○公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	1
○石川県人事委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
○石川県職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則	2
○石川県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則	2
○石川県人事委員会事務局文書取扱規程の一部改正	2
○県の事務所に係る労働基準法による区分の一部改正	3
○石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の廃止	3

人 事 委 員 会

石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第一号

石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員等の育児休業等に関する規則(平成四年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
第一条の二中「第二条第四号イ(2)」を「第二条第五号イ(2)」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第二号

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則(平成十四年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「公益財団法人いしかわまちづくり技術センター
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を「公益財団法人いしかわまちづくり技術センター」に、「公益社団法人日本フエンシング協会」を「地方公共団体金融機構」に改める。
「地方公共団体金融機構」を「地方税共同機構」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

石川県人事委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 三 号

石川 県 人 事 委 員 会 が 所 管 す る 手 続 等 に 係 る 石 川 県 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

石川 県 人 事 委 員 会 が 所 管 す る 手 続 等 に 係 る 石 川 県 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (平 成 二 十 年 石 川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 十 一 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 三 条 を 次 の よ う に 改 め る。

(適 用 範 囲)

第 三 条 この 規 則 は、石 川 県 情 報 公 開 条 例 (平 成 十 二 年 石 川 県 条 例 第 四 十 六 号) に 基 づ く 申 請 等 及 び 処 分 通 知 等 に つ い て 適 用 す る。

附 則

こ の 規 則 は、令 和 五 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

石 川 県 職 員 の 定 年 等 に 関 す る 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 五 年 三 月 三 十 一 日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 四 号

石 川 県 職 員 の 定 年 等 に 関 す る 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

石 川 県 職 員 の 定 年 等 に 関 す る 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (令 和 四 年 石 川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 十 六 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 四 条 の う ち 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 施 行 規 則 第 五 十 三 条 の 次 に 一 条 を 加 え る 改 正 規 定 中 「同 条 第 一 号」 を 「同 条 第 三 項 第 一 号」 に 改 め る。

附 則 第 十 四 条 中 「こ の 場 合 に お い て」 の 下 に 「暫 定 再 任 用 職 員 (暫 定 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 を 除 く。) に 適 用 す る と き は」 を 加 え る。

附 則

こ の 規 則 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

石 川 県 人 事 委 員 会 が 取 り 扱 う 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 規 則 を 廃 止 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 五 年 三 月 三 十 一 日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 五 号

石 川 県 人 事 委 員 会 が 取 り 扱 う 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 規 則 を 廃 止 す る 規 則

石 川 県 人 事 委 員 会 が 取 り 扱 う 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 規 則 (平 成 十 五 年 石 川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 六 号) は、廃 止 す る。

附 則

こ の 規 則 は、令 和 五 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

石川 県 人 事 委 員 会 訓 令 第 一 号

石川 県 人 事 委 員 会 事 務 局

石 川 県 人 事 委 員 会 事 務 局 文 書 取 扱 規 程 (平 成 五 年 石 川 県 人 事 委 員 会 訓 令 第 一 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

令 和 五 年 三 月 三 十 一 日

石川 県 人 事 委 員 会

第 47 条 第 5 号 中 「石 川 県 個 人 情 報 保 護 条 例 (平 成 15 年 石 川 県 条 例 第 2 号)」 を 「個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 (平 成 15 年 法 律 第 57 号)」 に、「同 条 例 第 18 条 各 項」 を 「同 法 第 82 条 各 項」 に 改 め、同 条 第 6 号 中 「石 川 県 個 人 情 報 保 護 条 例」 を 「個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律」 に、「同 条 例 第 28 条 各 項」 を 「同 法 第 93 条 各 項」 に 改 め、同 条 第 7 号 中 「石 川 県 個 人 情 報 保 護 条 例」 を 「個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律」 に、「同 条 例 第 35 条 各 項」 を 「同 法 第 101 条 各 項」 に 改 め る。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

石川県人事委員会告示第 1 号

県の事務所に係る労働基準法による区分（昭和46年石川県人事委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 31 日

石 川 県 人 事 委 員 会

別表知事の部第 3 号の項中「、安原・高橋川工事事務所」を削る。

石川県人事委員会告示第 2 号

石川県個人情報保護条例第23条第 1 項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報（平成15年石川県人事委員会告示第 2 号）は、令和 5 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 5 年 3 月 31 日

石 川 県 人 事 委 員 会

